森博達氏の日本書紀α群原音依拠説について

平山久雄

一

森博達氏とはかねて相識の間柄であり、同氏のすぐれた資質に対し日頃敬意を抱く者である。しかしながら同氏が数年来熱心に主張するところの、氏のいわゆる『日本書紀』α群諸巻の歌謡を表記するに用いられた音仮名が日本漢字音を媒介とせず直接漢字原音に基いて選ばれているとの見方[注1]（以下「原音依拠説」又は「原音説」と呼ぶ）に対しては懐疑的な意見をもたざるを得ず、かつて私信にその一端を述べたこともあった。最近森氏は「漢字音より観た上代日本語の母音組織」（国語学一二六輯、一九八一年九月、以下森一九八一dと称す）で「原音依拠説」の要点を再述し、進んでその立場から上代日本語の母音の音価と音韻論的解釈の問題につき論じたが、私の気持には依然変りがない。そこでこの際、主としてこの近作に即しながら「原音依拠説」に対する私の疑問を申述べて森氏の指教を俟ち、かつは大方の参考に供したく思う。なお森氏とは先日東洋大学で催された中国語学会全国大会（八一年十一月）の際に面晤の機会があり、私の疑問点を若干挙げて森氏の意見を伺ったのであるが、短かい時間であったため互いに充分自己の見方を開陳できなかった。しかし森氏が「原音説」に極めて固い自信をもつことを今更につよく感じた次第である。

森氏の諸論文をはじめ本稿で使う文献の略称は前記森一九八一d末尾（四一―四二頁）「参考文献」の略称による。文中ただ頁数を示す場合は森一九八一dを指すものとする。

二

森氏は有坂秀世氏の「倭音説」、すなわち万葉仮名の基礎となる漢字の音は直接には当時の倭音つまり日本漢字音であるという考えの論拠を三項にまとめ（三〇頁下―三一頁上）、それらが『日本書紀』α群には妥当せぬことを述べ、「原音説」をそこから展開する。その第一項は、万葉仮名で日本語のカ行音節を表わす場合、中国語でk-, k'-, g-を声母にもつ漢字（すなわち牙音字）の他にh-, ɦ-をもつ字（すなわち喉音字）も用いることである。〈表1〉（三二頁）は『日本書紀』でカ行音節を表わすに用いられた漢字を牙音と喉音に分け巻ごとの分布を記し、第一項が氏のいうβ群（巻一―一三、廿二・廿三）には妥当するがα群（巻一四―一九、廿四―廿七）には妥当しないこと、すなわちα群ではカ行の仮名として喉音字が用いられ

ないことを示したものである。森氏はこの事実を解釈して「カ行に喉音字を避けて一切用いないというこの徹底さは、α群の仮名が直接中国原音によって表記されていると考えるべき有力な根拠となります。」（三二頁上）という。しかしこの事実は森氏のいうように喉音字を喉音字であるが故に避けたという、音声上の理由による回避の結果としか解釈できないものであろうか。少くとも森氏のこれまでの論考による限り、音声とは無関係の、いわば表記者の文字嗜好の相違によるという意味で、偶然の現象と解釈する余地のあることを否定できない、このように私は考える。

〈表1〉についてみると、β群に用いられた喉音字は「訶」（カ13）[注2]・「河」（カ1）・「胡」（コ甲3）・「許」（コ乙16）・「虚」（コ乙34）であるが、これらの中用例の少ない「河」「胡」については[注3]α群に現れないのは偶然と見なしうることに異論はないであろう。そこで問題を「訶」「許」「虚」三字が何故α群に現われないかということに絞ろう。森一九七七bすなわち「《日本書紀》歌謡仮名分布表」の上で、β群での用例が10例以上ありα群での用例がゼロである文字を試みに拾うと、これら三字以外に次の三二字を数えるのである。

1「介」（カ27）　2*「瑳」（サ13）　3「哆」（タ14）　4°「儜」（ダ14）　5*「破」（ハ53）　6「椰」（ヤ31）　7「揶」（ヤ13）　8「邏」（ラ18）　9「耆」（キ甲15）　10°「藝」（ギ甲13）　11「臂」（ヒ甲17）　12「異」（イ18）　13「辭」（シ48）　14*「珥」（ニ81）　15「句」（ク11）　16*「區」（ク42）　17「勾」（ク14）　18「輸」（ス13）　19*「菟」（ツ54）　20*「赴」（フ14）　21「由」（ユ13）　22「幣」（ヘ甲10）　23「勢」（セ11）　24「呂」（テ11）　25「茂」（モ49）　26「毛」（モ28）　27°「望」（モ15）　28「塢」（ヲ25）　29°*「苔」（ト乙35）　30°「廼」（ノ乙12）　31「豫」（ヨ乙29）　32「呂」（ロ乙22）

右に挙げた漢字の中には、森氏の立場からみてα群におけるその不使用を説明できる筈のものがある。°印・* 印を附けた漢字がそれである。°印は韻母の原音が日本語の母音と合わなかったと説明できるもの、例えば1「介」は韻母が-ɐi（又は-ai）の如き二重母音であったため日本語のkaを表わすに不適当であったということができる。* 印は声母の原音が日本語の子音と合わなかったと説明できるもの、14「珥」を除いてすべて声母が次清音（無声有気音）であったためα群ではその使用が回避されたと森氏が解するものである（本稿「三」参照。）「珥」の不使用は日母の非鼻音化を反映すると森氏は説明する（一九七七a、三七頁下―三八頁上）。これらの説明に対する賛否は問わず、森氏の意見に沿ってこれらをすべて右のリストから外すとしても、なお二〇字が残るのであり、それらがα群に用いられないのは音声とは別の表記者の嗜好による選択の結果と解せざるを得ない。とすれば「訶」「許」「虚」三字の不使用もまた同様の原因によるものである可能性を否定しがたいであろう。

この二〇字の中には、森氏が「原音説」によってα群での不使用を説明できると考えておられるものがなお若干はあるかと思われる。また字形からみて、6「椰」や8「邏」等の不使用はことさらに偏旁を加えた複雑な字形をα群の表記者が嫌ったためと解しうるが、「訶」はともあれ「許」「虚」についてはこの種の理由は考えられない、と森氏はいわれるかも知れない。しかしこれらに該当するものを更に二〇字の中から外すとしても、前記三字の不使用が偶然である可能性を排除できるまでにその数を減じうるかどうか、まして次節に述べるように、次清音字の不使用が音声上の理由によると

の森氏の解釈にはなお疑問がある。

三

森氏がまとめた有坂氏「倭音説」の第二の論拠は、カ・サ・タ・ハ各行の音節を表わすのに無声無気の全清音字の他に無声有気の次清音字を用いることである（三一頁上）。「倭音説」の論拠の一つとしてこれを挙げるのが果して有坂氏の真意を得ているかどうか、多少議論を要すると思うがいまこの点には立入らぬこととする。ともあれ森氏は『日本書紀』歌謡でカ行以外の音節に用いられた一三字種、のべ一五六例を数える次清音字が僅か一例を除きすべてβ群のみに分布する状況を〈表2〉（三三頁）に示し、次清音字のβ群への偏在は偶然とは思われず、α群の表記者が次清音字の使用を避けたと解釈すべきだと述べている（三二頁下）。この面からも「倭音説」は成り立ちがたいと主張するのである。

α群において次清音字が次清音字である故に避けて用いられなかったとのみ断じうるであろうか。〈表2〉にみえる十三字種の次清音字の中で用例の最も多いのは「苑」（ツ54）である。「ツ」を表わすのにα群では「都」を主に用いβ群では「苑」、それに次いでは「都」を多く用いる。[注4] 漢音系字音には「ツ」がないため、ここでは已むなく呉音系字音によってこれら模韻字を用いたと私には解されるが、「都」が推古朝以来「ツ」の常用仮名であるに対し、[注5]「苑」は『日本書紀』の他には用いられることの少ない字である。つまりβ群が「苑」を多用することの方に特異さがあり、α群がそれを用いないのは当時の一般的な習慣にしたがったまでのことである。これは「倭音説」の立場からの解釈であるが、「原音説」の立場からみても、α群の表記者が「苑」を採らず「都」を採ったのが嗜好の差によるものでないと言えるだろうか。「都」はβ群でも16例用いられているがすべて巻二・三・廿二に偏在しており、この中10例を占める巻三では「苑」は逆に1例しか用いられず、而かも「都」とは用いられる歌謡を異にしている。これは森氏の立場からも嗜好の差によると解せざるを得ないであろう。とすればα群とβ群の間にも同様のことがある可能性を否定できないのではないか。

「苑」に次いで用例の多い次清音字は「破」（ハ53）である。この他に「ハ」の仮名としてβ群で多用されるのは「波」（63）・「播」（14）、α群で「ハ」の仮名に多用されるのは「播」（35）・「波」（17）・「婆」（13）である。ところでβ群の巻二においては、「ハ」の仮名として「播」が10例、「波」「婆」が各1例用いられ、「破」は全く用いられていない。これは巻二の表記者の嗜好がこの点に関してβ群他巻の表記者と異ったためと解されるであろう。とすれば、α群で「破」が用いられぬことも、その表記者が巻二の表記者と同様の嗜好を有したためとみて済むのではないだろうか。

次ぎに用例の多い次清音字は「赴」（14）であるが、巻一一における用例がこの中13例を占める。これは表記者の好みによる偏在とみる他あるまい。面白いことに巻一一では次清音字を用いる比率が他巻に比べ著しく高い。「フ」にすべて「赴」を用いる他、「サ」19例中「磋」「瑳」が9例を占め、「ハ」45例中「破」が26例を占め、「ヒ甲」18例中「譬」が5例を占める。森氏にあってもこれは偶然のことという他ないであろう。

次いで用例の多い「瑳」（サ13）は巻三・一一・一三にのみ用いられ、その中8例を占める巻一一でもその用例は五六番歌謡までに

限られている（五七番以後は「佐」を用いる）。それに次ぐ「譬」（ヒ甲9）も巻一一の他は諸巻に1例ずつ散発的に現われるに過ぎない。これらを用いないβ群中の巻についてその不使用を好みの差に帰する他ないとすれば、α群についても同じ見方が可能であろう。

以上に取りあげた他の〈表2〉所掲の次清音字は、いずれも1例ないし3例の用例しかなく、それらがα群に現われないことをとくに異とする必要はないであろう。かつそれらの中で「泮」（ハ）は桓韻字、「沛」（ヘ乙）は泰韻字、「費」（ホ）は微韻字であって、それらがα群に用いられないことは韻母が合わなかったためとして「原音説」の立場からも既に説明できるものである（「倭音説」からもこれは説明できる）。また「太」（ダ）は全濁定母字「大」の異体として用いられているのであろう。

さて〈表2〉にみられる次清音字のβ群への偏在が音声上の理由によるものと前提する森氏の立場からは、上代日本語におけるサ・タ・ハ行の子音が無声無気音ないしそれに近いものであったと推定されるかと予想されるが、森氏はこの点慎重であり、「上代日本語における破裂・破擦各子音の有気要素の強弱については、まだ明らかではありません。」（三二頁下）と述べるに止っている。森氏が慎重な態度をとる理由の第一は、カ行音節を表わすにはα群にも次清音字が用いられるためであろう。森一九八一aの四頁に挙げる「可」（カ1）・「企」（キ甲6）・「棄」（キ甲1）・「啓」（ケ甲1）・「開」（ケ乙5）・「愷」（ケ乙1）・「凱」（ケ乙1）がそれにあたる。理由の第二としては、やはり森一九八一a四頁に「当時すでに無声音化しつつあった中古全濁声母も、カ・サ・タ・ハ各行に用いられているが、これら中古全濁声母の唐代北方における気音の強弱などの詳しい状況は明らかでない。」とあるのから察せられるように、若し上代日本語の清子音が無気音的であった故にα群では次清音字の使用が避けられたとするならば、当時中国北方における全濁音の音価もまた同様に無気音的であったと考えねばならない、しかしそこまでの推定は敢えてしかねる、このような顧慮があると思われる。これらは当然の顧慮であるが、その結果として、森氏は次清音字の偏在を説明するのに「α群の表記者が、中国原音における全清音と次清音の区別を意識しており、カ行以外の音節に次清音の漢字の使用を避けたものと解釈すべきでしょう。」（三二頁下）と「原音説」本来の主旨からはいささか後退したとみえる表現をとることになった。「区別を意識する」ことと「次清音の漢字の使用を避ける」こととの間には、森氏が上代日本語の清音の出気性如何について判断を保留する以上、どのようなつながりがあったと考えればよいのだろうか。

四

森氏がまとめた「倭音説」第三の論拠は、万葉仮名がア列音節を表わすのに主母音〔a〕をもつ歌韻に属する漢字と主母音〔ɐ〕をもつ麻韻に属する漢字とを混用することである（三一頁上）。しかしこの点を有坂氏が「倭音説」の論拠と真に考えていたか、疑わしいと私は思う。何故ならばこの事実は「原音説」的な立場からも（日本語ア列音節の母音音価が中国語歌韻・麻韻の主母音音価の中間にあったためとして）充分説明のできることであり、有坂氏がそれを知らぬ筈はない。有坂氏は一九五五（一九一―一九二頁）において、万葉仮名が倭音に基づくことの結果として、森氏がまとめた三

β 群 (巻1〜13・22〜23の歌謡)															ア列	
ア	カ	ガ	サ	ザ	タ	ダ	ナ	ハ	バ	マ	ヤ	ラ	ワ		韻類	音価
一 71	四 46	三 67	五 64		五 112・2	一 7	三 87					二 72			歌開一	-ɑ
								四 131	二 30	三 80			二 50		戈合一	-uɑ
			一 3								四 85				麻開三	-iɑ
	一 1		二 2							一 6					麻開二	-ɑ
				一 3	一 1	一 12・2				一 27					唐開一	-ɑŋ
			一 1												鐸開一	-ɑk
	一 40														戈開三	-ɪɑ
								一 1							元合三	-ʏʌn
															哈開一	-ʌi
						一 2									泰開一	-ɑi
	一 27														皆開二	-ɐi
									一 1						支合B	-ʏě
				一 3											陽開三	-ɪɑŋ
								二 3							桓合一	-uɑn
										一 3					末合一	-uɑt

森 1981 a <表Ⅰ>左半

項目に含まれる諸事実を挙げているのではないか。逆にみてそれらの中どれが「倭音説」成立の関鍵となるものであり、どれが単なる結果に過ぎないものであるのか、有坂氏は一々ことわけしていない、その辺りのことは（多分自明のこととして）読者の理解に委ねられている、と解するのが穏当ではないだろうか。

ともあれ、このいわゆる第三の論拠に対する反証として森氏はα群でア列の仮名に用いられた漢字の中古音の韻類分布を〈表3〉（三四頁）に示し、そこで歌韻字（及びその合口韻である戈韻字）が圧倒的に多く用いられ、麻韻字は歌戈韻字を用いるに適さぬと言える場合にのみ用いられていると述べ、これは上代ア列母音の性格が非前舌であったことによると解釈している（三二頁下―三五頁上）。しかしながらこの〈表3〉をもってこのように「原音説」の論拠とすることにはやはり疑問がある。この〈表3〉は森一九八一aの〈表Ⅰ〉（八頁）の右半分にあたるものであり、その左半分にはβ群に関する同様の統計数値が示されている。いまそれを右頁に掲げさせて貰おう。これを〈表3〉と比べるならば、両群の韻類分布には共通面が意外に多いのに気づく。すなわち「ア」「ガ」「サ」「タ」「ナ」「ハ」「バ」「ラ」「ワ」に歌戈韻字を圧倒的に多く用い、「ヤ」には麻韻三等字を用いる点で両群の状況は酷似し、主な相違は次の三点にあるといってよい。

（一）「カ」にα群は主に歌韻字を使うが、β群ではその他に戈韻三等字「伽」・皆韻字「介」も多用する。

（二）「ダ」にα群では歌韻字を主に使うがβ群は唐韻字「儻」を多く用いる。

（三）「マ」にα群は戈韻字と麻韻二等字を多く使うがβ群は戈韻字の他には唐韻字「莽」を多く用いる。

「倭音説」の立場からみると、（一）に関してα韻が「伽」を用いないのは表記者の嗜好とみればよい。推古朝遺文・『古事記』・『万葉集』にも「伽」は用いられていない。またα群で「介」を用いないのは、その漢音「カイ」の「イ」を略して「カ」に充てる略音仮名の用法をα群の表記者が嫌ったためであろう。（二）に関しても唐韻字の倭音の尾音を略する略音仮名をα群の表記者が嫌ったとみればよい。単に字形からみても「儻」の如き隠僻字が用いられぬのは異とするに足りない。（三）に関しても、α群が「莽」を用いないのはやはり略音仮名を避けたとみればよい。〈表Ⅰ〉において泰韻（泰開一）以下の諸韻に韻母が分布するのはβ群のみであることに関しても、それらの殆どが有韻尾韻であることをみれば、α群の表記者が略音仮名を避けたと解釈すれば済むことである。このように、〈表Ⅰ〉における両群の相違点は「倭音説」の立場からも容易に説明できるのである。

それでは両群ともに一般に歌戈韻字を多く用いて麻韻字を用いることが少ない理由を「倭音説」はどう説明するであろうか。これは別に難事ではない。麻韻開口二等の呉音が一般にエ列音であることを思えばよい。そこで例えば「カ」に「家」を用い「ガ」に「牙」を用いるならば、これら常用字に浸透していた呉音読み（並びにそれに基づく音仮名用法）のため、各々「ケ甲」「ゲ甲」に誤読される惧れが大きい、この点を両群の表記者はともに顧慮したのである。[注6]（現に「家」はα群に一例のみだが「ケ甲」に用いられている）。同じく麻韻二等字でも「麻」は推古朝遺文以来「マ」に用いられて「メ甲」に用いられることがなかったので、両群の表記者ともそれ

を「マ」に用いることができたのである。「マ」に用いられた麻韻二等字は「馬」1例を除きすべて「麻」の用例である。「サ」「ラ」等のようにその音節を倭音（漢音系）とする適当な字が麻韻にない場合、歌戈韻字のみが用いられるのは当然である。

このように〈表3〉にあらわれたα群の韻類分布は「倭音説」の立場からも容易に説明され、かつこの方がβ群の韻類分布との類似をも説明できる点で、「原音説」による説明に優ると言えよう。

五

以上、森氏が「倭音説」の論拠とみる三点に対する森氏の反証を吟味検討し、森氏の挙げる事実が「原音説」による解釈のみを許すものでなく、「倭音説」の立場からも充分に解釈できること、かつ「原音説」による解釈それ自身にもなお弱点のあることを述べてきた。私のみるところ森氏は「倭音説」を排除し得ておらず、その意味で未だ「倭音説を克服」していないようである。α群もβ群も当時の日本漢字音の状況をふまえる点では同様であり、ただα群はβ群に比べて漢音という単一の字音体系に依拠しようとする志向が一層つよく、また略音仮名を避ける志向がつよい等、「倭音」に対する態度に若干の差があるのではないか。両群の仮名にこのような差異のあることを教える点で、森氏の示される諸種の統計表は有益である。

前記三つの論点に関するものの他にも、森氏はα群の仮名にみられる種々の音的特徴を挙げて、「原音説」の観点から解釈を述べているが、それらはいずれも「倭音説」からも解釈できるものである。たとえばα群で支韻B類字「蟻」が「ギ甲」に用いられるのについては（三七頁下―三八頁上）、「蟻」に「ギ甲」の音が当時あったと仮定してもよいであろう。すなわち、支脂韻B類字は主母音が前舌性であるためイ列の甲類音節と乙類音節との中間的印象を日本人に与える点があり、ことに声母が鼻音の場合には、声母の口蓋化（A類）・非口蓋化（B類）の音色の差異が鼻音性により減殺されるので、甲類の倭音が附けられる可能性が一層あったと言えるのではないだろうか。なお森氏は「キ乙」「ギ乙」を表わすにα群では支脂韻B類字を用いず之韻字を用いることを重視するが（三七頁上―三八頁上）、そこに支脂韻B類字が現われないのはβ群も同じであって、ただβ群ではキ乙に対し之韻字の他に微韻字を混用する点が違うに過ぎない。[注7]

一九八一dでは論及されていないが、全濁音字とくに定母字の用法について、森氏がこれまでに述べた説明には疑問がある。森氏は一九七七a〈表Ⅸ〉（三四頁―三五頁）に『日本書紀』に音仮名として用いられた全濁音字の巻別分布を示し、α群に現われる全濁音字六字種の中「父」「蔵」「蝕」の三字種は各一例の用例しかなく、残る三字種「豆」（ヅ7）・「逗」（ヅ6）・「提」（デ5）はすべて定母字であると指摘した（一九七七a、三五頁下―三六頁上）。そして羅常培『唐五代西北方音』で扱われた漢蔵対音資料の中「大乗中宗見解」において全濁音が一般に無声音に写される中で定母d-の仄声のみは依然有声音に写されているのに拠って、定母において最も全濁音の無声音化が遅れていた方音の存在を想定し、これら定母字の濁音仮名としての使用を説明した（一九七七a、三六頁上）。しかし、定母字は一方において清音であるタ行音節の仮名、とくに「タ」「ト甲」「ト乙」の仮名としてα群でも頻用されている。森氏も

恐らくこの点を気にしたのであろう、右の説明につづけて次のように述べている。

「無声音化の最も遅れた〈定〉母にも、当然ある程度の〝動揺〟があったものと、私は推測している。その〝動揺〟が、これら三字種における各一例ずつの清濁異例の音節の存在を許しているのであろう。また、〝清音仮名〟と看なされている〈定〉母字・九字種の中にも、清濁異例の音節が少なからず存する理由の一つはそこにあると考える（〈表α〉のタ行参照）。」

同論文の〈表α〉についてみると、タ行の仮名における清濁異例は定母字だけではなく全清音の端母字にもある。たとえば「タ」の仮名における清濁異例は定母字「陁」「柂」に各2例、端母字「多」に4例みられるのであるから、これらの清濁異例を定母字の原音の動揺に帰するのは問題である。右引の文中で「理由の一つ」とことわったのはこの点を顧慮した表現かも知れないが、いずれにせよ森氏は清濁異例が端母字にも定母字と同じ程度に伴なうことを説明しなければならない。

また全濁音――少くとも定母――が未だ半有声音の状態にあったと仮定するとき、次清音字回避との関連で次のような問題が「原音説」には生ずるであろう。すなわち、α群の表記者が日本語の清音音節を表わすのに次清音字の使用を避けようとする程に音声に対し敏感であったのならば、同じく清音音節を表わすのに半有声音である全濁音（定母）字の使用は何故避けなかったのであろうか。因みに「倭音説」の立場からα群におけるこれら全濁音（定母）字の用法を説明するのは容易である。つまり全濁音字は漢音系字音に基づいて清音仮名に用いられるのが通例であったが、漢音系字音によっては表わしにくい「ヅ」「デ」等の場合には、呉音系字音により全濁音字をそれに充てたのである、と。「デ」は泥母字の漢音によっても表わしうるが、泥母字は「ネ」にも用いられるので曖昧さが伴なう。このように呉音系字音によって音仮名を択ぶ場合、呉音よみによる使用の習慣（音仮名として、或は字音語として）が当時の社会に既に定着して新来の漢音よみに染まりにくかった文字を択んで用いる傾向がα群・β群ともにつよいと言えるのではないか。当時「豆」「提」は各々「ヅ」「デ」の常用仮名であり、「逗」は「豆」への類推からやはり「ヅ」と読む習慣がつよかったのであろう。鼻音声母字の用法についても、たとえば「麻」が両群を通じもっぱら「マ」に用いられて「バ」に用いられないのは、やはりこの観点から理解しうるであろう。

森氏が牙音と喉音との区別につきα群ではカ行音を表わすのに喉音字を避けて用いないというとき、我々の頭に浮かぶのは、それではサ行音節の場合にはどうなっているのか、ということである。すなわち、例えば上代日本語における「サ」の子音が ʦ- であったならば、「原音説」の立場からは「サ」の仮名としては精母 ʦ- などの破擦音声母をもつ字のみを用い、心母 s- の字は用いない筈であり、逆にもしそれが s- であったならば、心母の字のみを用いる筈だからである。森氏のこれまでの論考でこの点には全く論及がない。いま「サ」の場合についてみると、α群では精母字三字種16例、心母字一字種9例が用いられている。恐らく森氏は当時「サ」の子音は破裂要素の弱い破擦音であったか、あるいは破擦音と摩擦音との間を動揺していたと仮定することによって、この状況を説明するのであろう。とすれば森氏はこのような仮定をサ行の各音節について明

示して、「原音説」が如何なる条件の上に成立つかを読者に教える必要があろう。

六

私はこの小論で森氏の「原音説」が成り立ちがたい論であることを論証しようとしたのではない。森氏がこれまでに述べたかぎりでの「原音説」に対して私が抱く疑問を率直に提示したまでである。若しこれらの疑問が私の誤解に出るものでなく「原音説」の論証自身の不備に基づくもので果してあるならば、森氏が今後の論考でその不備を補われ、「原音説」をより説得力あるものとされるよう期待している。その他細かい論点でも森氏の説明には従いがたく思う部分があるが、緊要に関わらぬものとして一々それに触れなかった。

しかしこれまでの私の論述から察せられるように、私自身は「原音説」の先行きに相当な不安を抱いている。一つの解釈として「原音説」が成り立つとしても、そのためには他に支持する証拠のない仮定を種々設けねばならず、「倭音説」による解釈が比較的簡明で情理に近いのに及ばないのではないか。このような見通しをもたざるを得ない。但し私はα群全体には「原音説」が妥当せぬ場合でも個別の歌謡には中国原音によって表記する漢字を択んだといいうるものがある可能性は考えられると思う。これはβ群についても同様である。森氏はβ群に関して「漢字原音に基づく仮名も含まれていよう。」（一九七七a、三八頁下）と述べている。

私はα群にも「倭音説」が妥当するとの見方につよく傾くのであるが、『日本書紀』歌謡の用字にみられる音韻的特質のすべてを「倭音説」の立場から説明し了そうとする場合、そこにはなお考うべき点の種々ありうることは承知している。しかしその種の問題はα群だけではなくβ群についても基本的には同じかたちで現われるのではないか。例えばエ列乙類音節に咍韻字・灰韻字を用いるのを「倭音説」から如何に解くかということは、両群に関してともに問題となるところであろう。これら一々の論点について私が具体的な答えを用意しているわけではない。ただ大野透氏が、少くとも奈良時代の音仮名は漢字原音の正しい知識に基づく日本的字音に依拠するのが例であり、必らずしも自然な和音をそのまま用いたものでない、と説かれる[注8]のはこのような問題を考える上で注意すべき一つの観点であろう。『日本書紀』歌謡の表記者は既存の新旧倭音を利用すると同時に、自らも漢字原音に基づいて倭音を創出しているという側面のある可能性は考えられよう。いずれにせよ、森氏の「原音依拠説」が契機となって、『日本書紀』歌謡の用字が漢字原音との関係において一層深く考察されるようになることを私は冀っている。

注1　森氏はこの点を更に説明して次のように述べている（一九七七a、二〇頁上）。

α群の筆録者は、日中両国語の音韻体系の相違に注意しつつ、日本語の各音節に聴覚印象のなるたけ近い漢字原音（唐代北方音）の音節を選び出そうとする姿勢をよく保持していると推測し得る。少くとも、α群の仮名（音訳漢字）が原則として漢字原音（唐代北方音）に基づいたものであることは確実である。

注2　以下カッコの中にその漢字が如何なる日本語の音節に充てられているかを片仮名で示し、その下に用例数を記す。

注3　亀井一九五四、六八頁ではこの「河」を「訶」の訛伝とみている。

注4　『日本書紀』歌謡における漢字の使用状況を両群別に見るためには森一九七七b、および森一九七七a〈表α〉〈表β〉（四〇頁―四六頁、森一九八一a末尾にも再録）による。前者では巻別、歌謡別の用字分布を知ることができる。

注5　個別漢字の万葉音仮名としての一般的使用状況は大野透『新訂萬葉假名の研究』（高山本店、一九七七年）第四章第一節「各假名字母と其の所出文献」（八七頁―一三四頁）、同第二節「常用音假名・準常用音假名」（一三五頁―一九六頁）に就いて調べた。

注6　この場合も音仮名としての採用に表記者の好みがかかわるのは勿論である。麻韻二等字「加」は当時「カ」の常用仮名であったがβ群に1例用いられるのみである。

注7　因みに森氏は当時の中国北方音で支韻が脂韻に合流していたと述べ（三七頁上）、その根拠として『顔氏家訓』「音辞篇」の記載を挙げた他、「平山一九七五（一五八～一六〇頁）も『史記正義』「論音例」などに拠って、両韻の合流が北方特有訛音でありつづけたことを指摘している。」（三九頁下―四〇頁上、注15）と記している。然し私は同論文でそれを「指摘」したのではない。「論音例」に弁別が難かしいものとして挙げられた字対の中に支韻字と脂（之）韻字のペアが見出されぬことを説明するために、このように「仮定」して、「一解」として「論音例」は北方特有訛音を挙げるのを憚ったのだと述べたのである。特にその一五九頁を参照されたい。

注8　大野透『新訂萬葉假名の研究』二一頁。

〔附　記〕

森博達氏からの来信によれば、森氏は現在「唐代北方音と上代日本語の子音音価」（仮題）の執筆をすすめており、上代日本語の清子音の気音、サ行子音の音価、清濁異例の説明、全濁音字の用法等、本稿でもとり上げた論点について論ずるとのことである。念のため申添えると、先日面晤の際、この中気音性の問題、サ行子音の音価については森氏の見解の一端を伺うことができ（但し私の理解した限りでは少くとも積極的に賛同できるものではなかった）、それらを本稿に織り込むことも考えたのであるが、やはり森氏自身が詳しく述べられるのを俟つべきであり（論文を準備中であることもこの時伺った）、かつ森氏は一九八一dにおいて「原音説」を既に完結し証明されたものと見ておられると判断して、森氏がこれまで文字として発表されたものに本稿の対象を限ったのである。

――東京大学助教授――